入 札 説 明 書
（入札のご案内）

車両の売却（一般競争入札）

令和８年度

岩泉町総務課財政管財室

＜現地見学会から売払物品引渡しまでの流れ＞

１　現地見学会

日時　令和８年 11 月 26 日（木）　午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分まで

集合場所　岩泉町役場庁舎南側駐車場（岩泉町岩泉字惣畑 59 番地５）

２　入札会

日時　令和８年 12 月２日（水）午後２時

場所　岩泉町役場　分庁舎　第１会議室

３　開札

入札場所において入札終了後、直ちに入札参加者立ち合いにより行います。

４　落札

落札者決定後に落札者の方に契約等の手続きを説明いたします。

５　売却代金の納入期限

令和８年 12 月 25 日（金）までに契約金を納入してください。

６　名義変更等の手続き

車両引渡しの期日までに落札者の負担で名義変更等の手続きを行なってください。（手続きの完了が確認出来ない場合、引き渡し出来ません。）

物品については、契約金の納入が確認され次第引渡しをいたします。

６　車両等の引渡し期限

令和９年１月 15 日（金）を期限とします。

※　名義変更等の手続き完了を確認後、現状で引き渡しますので、落札者の責任において売払物品を搬出してください。

※　大まかな流れは上記のとおりとなりますが、各項目の詳細な注意事項等は次頁からとなりますので、必ず最後までお読みいただいてから入札会に参加してください。

岩泉町では、売払物品（以下「売払物品」という。）を一般競争入札により売却します。

【入札の概要】

1　入札車両

物品調書（別紙）のとおり

2　入札の方法

（1）　一般競争入札により、岩泉町が定める予定価格以上の金額で、最高の価格を入札した方と売買契約を締結します。

（2）　最高の価格を入札した方が２人以上の場合は、くじによって落札者を決定します。

3　入札の参加資格及び条件

次の事項に該当する者は、入札に参加することはできません。

①　地方自治法施行令第 167 条の 4 第１項の規定に該当する者。

ア　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（ア）　成年被後見人

（イ）　被保佐人、被補助人又は未成年者であって契約締結の同意を得ていない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者

（ア）　指定暴力団員

（イ）　指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

（ウ）　指定暴力団員がその役員となっている法人その他の団体

（エ）　指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

②　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定（下記ア～キ）に該当すると認められる者にあっては、その事実があった後３年を経過していない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の確認をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③　落札後令和９年１月 15 日（金）までに、落札者本人の負担で所定の手続きが完了できない者

④　当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する本町の職員

4　現地見学会

日時　　令和８年 11 月 26 日（木）　午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分まで
集合場所　岩泉町役場庁舎南側駐車場（岩泉町岩泉字惣畑 59 番地５）

なお、売払物品の公開はこの**１回のみ**です。それ以外は対応いたしませんので、ご注意ください。

また、売払物品に関するお問い合わせはこの時間のみ受け付けます。

5　入札会

（１）　日時　令和８年 12 月２日（木）午後２時 00 分
（２）　場所　岩泉町役場　分庁舎　第１会議室
（３）　入札会に必要な書類
①　**入札書**（指定様式を使用してください）
②　本人を確認できる書類
ア　個人の場合：運転免許証の写し又は保険証の写し等
イ　法人の場合：法人登記簿謄本（コピー可）
③　**委任状**（代理人の場合）
入札参加申込者の代理で入札に参加する場合は委任状が必要です。
④　印鑑
法人にあっては、入札書に法人の代表者の印鑑を必ず押印してください。法人の代表者の印鑑がない入札書での入札は無効です。社印のみを押印した入札書での入札は無効ですので、間違えることがないようご注意ください。
また、契約書に押印する法人の代表者の印鑑と同一の代表者印で押印してください。
代理人が入札する場合も法人の代表者の印鑑は必要です。
※　入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を入れた金額を記載してください。

6　開札

開札は入札場所において、入札終了後、直ちに入札参加者立ち会いにより行います。
開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨をお知らせします。

7　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
（１）　入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）　委任状を持参しない代理人のした入札
（３）　同一人が複数の入札書を投函した入札
（４）　記名押印をしていない入札※
（５）　金額を訂正した入札
（６）　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
（７）　郵送による入札
（８）　入札に際し不正な行為があると認められる入札
（９）　その他入札に関する条件に違反した入札
※　法人にあっては代表者の記名及び代表者印の押印がない入札書での入札は無効です。

８　入札保証金及び契約保証金

免除とします。

９　予定価格

入札売払物品ごとの予定価格を定めています。

10　落札後の手続き及び契約金の納入方法、期限

（１）　落札後の手続き及び契約金の納入方法

①　開札後、落札された方に手続き等の説明を行います。

②　契約金を納付するための納付書と契約書を郵送します。契約書は押印の上、１部返送してください。契約金は下記の金融機関等（郵便局を除く）で納入をお願いいたします。

③　車両については、契約金の納入が確認され次第、車検証と譲渡証明書等を郵送いたしますので、すみやかに名義変更等の手続きをしてください。車両の引渡しをするには、名義変更等をした車検証の事前確認が必要です。確認できない場合は車両の引渡しは出来ません。

④　物品について、名義変更等の手続きが必要な物品以外は、契約金の納入が確認され次第引渡しの対応をいたします。

※　売却代金を納入できる金融機関は、岩手銀行、北日本銀行、新岩手農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会宮古山田支店、岩泉町役場・同各支所です。

※　車両を使用する場合には車庫証明が必要です。あらかじめ最寄の警察署に車庫証明の申請をしておいてください。（車庫証明は申請後７日から 10 日かかります。）

（２）　契約金の納入期限　令和８年 12 月 25 日（金）

11　車両の引渡しの期限及び場所

（１）　期限　　令和９年１月 15 日（金）

（２）　場所　　岩泉町役場

（３）　その他

①　売払物品の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、隠れた不調や故障等についての責任は一切負いません。また、引渡し後の不調や故障等についての補償も一切行いません。

②　落札した売払物品はいかなる理由があっても返品・交換はできません。

③　名義変更等の手続き（車両登録番号の変更を含む）及び車両、物品の運送等は落札者が自ら行うこととし、車両の引渡しは、契約金の納付と名義変更後の車検証等を確認した後とします。（車検証の写しを事前に FAX 又は郵送してください。）

④　運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る経費等は全て落札者負担となります。

⑤　売払物品の運送等は落札者が自ら行ってください。

⑥　車両の引渡し時に受領書を提出していただきます。

12　注意事項

（１）　上記の物品調書については職員の作成したものであり、正確な内容を保証するものではないことをご納得のうえでご参加ください。

（２）　インターネットに掲載の写真は、職員がデジタルカメラで撮影したものであり、撮影環境及びご覧になるパソコン環境等により実際の色調と異なる場合があります。

（３） 状態等が気になる方は、実際に売払物品をお確かめいただくことをお勧めします。上記４の現地見学会にてご確認ください。
（４） 職員は専門的な知識を有していないため、お問い合わせの内容についてはお答えできない場合があります。

13 その他

（１） 入札に参加しようとする方は、入札説明書に記載された事項及び入札に付する売払物品について熟知しておいてください。
（２） 入札書及び契約書等に使用する印鑑について
① 印鑑はすべて同じ印鑑（認印可、ただし法人を除く。）を使用してください。
② 法人の場合は、社印と代表者印を使用してください。
③ その他、各様式の注意事項を参照してください。
（３） 契約に関する費用は、落札者負担となります。
（４） すべての提出書類は、返還いたしません。

14 問い合わせ先

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5
岩泉町役場 総務課 財政管財室（本庁舎 3 階）
FAX ０１９４－２２－３５６２
電話 ０１９４－２２－２１１１（内線 309）